

# 世界から見た日本の性教育

ー日本のジェンダー・セクシュアリティ教育を国際的視野から問題にする

## Sexuality education in Japan:

Discussing gender and sexuality education of Japan from a global viewpoint

橋本紀子 (女子栄養大学)

Noriko Hashimoto (Kagawa Nutrition University)

nohashi@jcom.home.ne.jp

### はじめに

現在、子どもたちは、インターネットを介して、不正確で危険な性情報を得ている。これに対して、多くの国々では、性教育を義務づけ、子どもたちの発達段階に即して、彼らの性的権利と健康を守れるような情報とスキル、態度などについての学習を保障している。この動向に拍車をかけたのが、2009年のユネスコ『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』と2010年の『ヨーロッパにおける性教育スタンダード』（WHO 欧州地域事務所とドイツ連邦健康啓発センター発行）である。ガイダンスの言う「包括的性教育」は、ジェンダー平等や人間の多様性と相互尊重を前提に構成されており、さらに、これら文書の発達の捉え方は、①青少年に性と生殖の健康と権利を保障し、彼らがそれに関して自己決定と社会的責任をとれるように準備させる、②そのために、彼らが性的に活発になる前に、セクシュアリティに関する基本的な知識やスキル、価値などの学習を保障しようとしている。

本報告では、前半で主に、このような国際的動向の反映として、教科書がどんな内容を掲載するようになっているかをフィンランド、フランス、韓国、タイなどの教科書について紹介する。後半では、日本の教科書と「歯止め規定」をもつ日本の学習指導要領の問題点、性教育政策・方針について考察する。

### 1. ヨーロッパ各国の教育課程における性教育の位置づけ

性教育は必修か、最低標準があるか、  
担当教科や担当者は誰か、  
他の機関との連携と予算はどうか (NGO との連携含む)

### 2. 各国の教科書

フィンランド：中学と高校の「健康教育」「人間生物学」

フランス：中学と高校の「科学」の生物領域

韓国：小学、中学、高校の「保健」

タイ：小学、中学、高校の「保健体育」

西欧、北欧各国の教科書は、人間の遺伝と生殖、避妊、中絶、生殖補助医療、生命倫理等に関わる最新の知識や技術を扱っているだけでなく、多様な人間存在と人生上で起きる性と生殖に関わる事項への責任ある行動の必要性についても述べている。東アジアの中国や韓国などの教科書もそれに近い内容を掲載するようになってきている。南アジアのタイ

は、教育省も含め、ユネスコの包括的性教育の枠組みを採用しており、教科書に学齢期の子どもたちの交際やマスターベーション、避妊についても触れているが、基調は学齢期の青少年に禁欲を推奨するものとなっている。

### 3. 日本の教科書と学習指導要領問題と教育政策

#### 1) 日本の中学、高校生物、健康教育等における性教育関連事項

#### 2) 学習指導要領の性教育に関する「歯止め規定」とはどのようなものか

小5理科「受精に至る過程は取り扱わない」(これで性交を教えられない)

中1保健体育科「妊娠の経過は取り扱わない」(これで、性交は教えられないとする主張が多いが、性交は妊娠の前段階のことだから、含まれないとする意見もある)

高校保健体育科「生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする」一方、中3保健体育科では、性感染症の予防として、「感染経路を断つために性的接触をしない」ことを教えると共に、「コンドームの有効性」について教えることも求められている(ここでは性交という用語ではなく、より多様な性行動を含む性的接触の言葉を使っている)。

総合学習では、「地域や学校、生徒の実態に応じて(略)創意工夫を活かした教育活動を行う」

とあり、地域の実情から、総合学習で妊娠、避妊、中絶を内容とする授業が組まれることがあり得る。→上述の「歯止め規定」は、他学年、他教科の学習指導要領と矛盾する。

#### 3) 子どもたちを性的存在として認めないという子ども観からくる性教育方針

2005年7月に、「子どもたちは社会的責任を十分には取れない存在であり、……子どもたちの性行為については適切ではないという基本的スタンスに立って、指導内容を検討していくべきで(中略)安易に具体的な避妊方法の指導等に走るべきではない」という学校性教育の方針が示された(中教審初等中等教育分科会教育課程部会・健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会最終報告書)。

この文書では、①保護者や地域の理解を得る、②児童生徒の発達段階を考慮する、③集団指導の内容と個別指導の内容の区別を明確にすることが留意点としてあげられた。

これらの留意点は、現実には性教育を抑制するものとして利用される事が多い。特に、②③の論理は近未来に全員に起きうる身体上、心理上の変化や関係性、人間の多様性についての知識、情報、スキルを全ての子どもに事前に伝えることの回避として使われることが多い。→事が起きてからの対処療法より、予防としての授業(集団指導)が重要。

その根底には、性教育は「寝た子を起こす」という誤った性教育観や子どもへの不信感が潜んでいるのではないか。少なくとも、「セクシュアリティは人間の生涯にわたる基本的な要素である」と言う視点や、子どもの性と生殖の健康と権利を保障するといった視点は、全く見られない。

現在、日本の子どもたちの性行動の2極分化—低年齢化と性からの逃避—が顕著になっている。まさに、科学と人権、平等な関係性にもとづいた性教育が求められているのだ。

おわりに

今求められる性教育の課題